

歴史と神話への視座

——疑古派禹天神論の検証からの再出発——(中)

中島敏夫

四

中国における疑古派の論説は、一九二六年、顧頡剛(一九九三〜一九八〇)の論文によって幕が切つて落とされ、この論説によって中国全学界、引いては中国社会全体、さらにはある程度グローバルな、中国上古史に対する認識が全く一新される事態が将来した。その経過は上篇に紹介した。その二極に分かれた認識は今日まで後を引いている。特に中国と日本では、双方が大きく二分した状態が続いている。拙論中篇以下では、疑古派を代表し、その原点となった顧頡剛のその論説を取り上げ、その論旨が今現在の時点でごくまで有効であるかを検証していきたい。論文の内容

をまず紹介する。関連論文は以下である。

『古史辨』第一冊に掲載された関連論文は次である。冒頭の数字は『古史辨』中で付与された番号。論文名・筆者名の後の()内の頁は原本『古史辨』第一冊中の頁。

- (36) 「錢玄同に與え古史を論ずる書」顧頡剛(五九一六六頁)
- (37) 「顧頡剛先生に答う書」錢玄同(六七一八二頁)
- (38) 「顧頡剛君『錢玄同先生に與え古史を論ずる書』を讀んでの疑問」劉掞藜(八二一九二頁)
- (39) 「顧頡剛先生の『古史を論ずる書』を讀んだ後で」胡董人(九二一九六頁)
- (40) 「劉胡兩先生に答う書」顧頡剛(九六一一〇二頁)

(41) 「國學を研究するに先ず知るべき事」 錢玄同 (一〇二—一〇五頁)

(42) 「古史を討論し劉胡二先生に答う」 顧頡剛 (一〇五—一五〇頁)

(37)は(36)に対する錢玄同の返書。(38)は劉揆藜の反論、(39)は胡董人の反論。(40)と(42)は顧頡剛のそれらに対する再反論である。

ここでは、この(36) (以下では「前一」と略称する)と(42) (「前二」と略称) について見てみる。(36)と(42)の両論を区別する必要がない場合は両論を「前論」と略称する。他にも若干の錢玄同と顧頡剛の論が載るが、主要にはこの両論である。これからさらに約十年後の一九三七年六月『古史辨』第七冊下篇に童書業との共同執筆の次の論文が発表される(「後論」と略称する。「前論」「後論」を区別する必要がない場合は全部を「顧(氏)論」と称す)。

(34) 「こんぐん鯀禹の傳説」 顧頡剛・童書業共同執筆 (一四二—一九五頁)

この「後論」では「前論」の立場が基本的に踏襲されると共に若干の修正がなされている。これ以外にも関連した論文は数多いが、以下、これら論文に焦点をしばって検討

する。できる限り既成觀念によらず、客観的に論文の内容にそつて紹介したい。

「前二」論では、清朝の崔述ら疑古派の業績を高く評価する一方、まだその疑古が不十分で、その疑古を徹底する必要があることを強調する。さらに崔述が經書を基準にして信史(眞の歴史)か否かの判断をしていることに異を唱え、經書も、後の「傳(伝)」(經書で經文に施された注釈。(一)内は以下も「」による原文引用以外は原則として中島の付記)と同様に、前の史に対しては、その「傳(注釈)」の役割を担うものに過ぎないとした。戦国時代の諸子が自らの主張のために古人を装って発言したと同じように、戦国を溯る孔門(孔子と門下)の人の話も古人を装うものであることに変わりないと言う。次いで、顧頡剛の基本的な観点つまり「時代が下がれば下がる程、そこで述べられている伝説中の人物は歴史的に古い人物となる」とするいわゆる(累層的古史観) (「累層地造成的古史」)、あるいは(古代累層加上説)ともいう、が述べられる。「薪を積むが如きのみ、後に来る者 上に居る」である(「史記」汲黯きつあん傳の語)。具体的には、春秋初年、最古のものは禹であった。後、堯・舜がその前に設定され、さらに戦国から西漢にかけて多くの偽史が作り出されて、堯・舜の前に多くの帝王が加えられた。すなわち、秦の靈公(在位、前四二四—前四一

四。(一)内の年代は以下も引用者中島の付記)の時、黄帝が祭られ、方士が出て、堯・舜の前に黄帝が設定された。許行が出て、黄帝の前に神農が立てられた。易の「繫辭傳」が出て、神農の前に庖犧氏(伏羲氏)が立てられた。さらには李斯が出て、庖犧氏の前に天皇・地皇・泰皇が立てられた。『世本』が出て、すべてが黄帝の子孫ということになった。『春秋命歷序』で、天地の開闢から春秋末まで、天皇十二人、二百二十六万年になった。漢代には苗族と交流ができ、苗族の始祖の盤古が天地開闢の人になった。

結局、古代の文献で証拠として徴し得るものはなく、信史がどうか実際には証明できない、ただ我々に可能なことは、伝説の、時代ごとの経歴を見ていくことだけである。時代を追って文献ごとに、その内容よっての史の記述が必要であり、自分としてはそれを書きたいと述べている。

「前二」論は、禹に関する本論に入ると、以下のように述べる。

西周から春秋初までの当時の人達は、悠久な古い時代に對する推測は持っていない、周族の始祖以外に共通の族の始祖の意識はなかったが、ただ、かれら自身の始祖以外に禹というものだけは認識していた。それは、『詩經・商頌・長發』に「洪水茫茫として、禹、下土の方を敷く、……帝は子を立て商を生ず」とあることから分かる。これは禹につ

いての最も古い記録である。これは「商(殷)の国家は上帝(天上の帝)が建てた」ことを言うものであり、その上帝が禹に命じて洪水に対し土を敷かせ、その禹が開いた地に商(殷)を建てたことを詠むものである。つまり、禹は上帝が派遣し降りてきた天神である。この詩は、西周半ばに商の末裔が建てた宋国の人が自分たちの祖先を祭った祭祀の歌である。禹は商人にとつては天神であつた。これが、周族にとつては、魯頌・閟宮の詩(春秋期の詩)では「是れ后稷を生み、……民を俾(し)て稼穡せしめ……下土を奄有(広く占有)し、禹之緒(いとぐち)を續(つ)ぐ」と詠じられており、周族の始祖后稷が稼穡(穀物の栽培)を始め、下方の土地を全て有し、禹の始めた後を継いだと詠むものである。この魯頌・閟宮詩が詠まれた春秋の僖公(在位、前六五九〜前六二六)の時には、禹はすでに人王に転化しているのである、としている。

「前二」論は、『論語』は信用性ある文献だと認める。禹以前の人物とされる堯・舜は『論語』以前には存在しなかつたとし、それが『論語』において禹の前に堯・舜が存在することになったのだとする。さらに『論語』の後に孟子・墨子の《禪讓説》が出てきて、『尚書』中の「堯典」「皋陶謨」「禹貢」の篇ができてきたと考える。それら篇によつて、堯と舜の間に父婿の關係、舜と禹の間に君臣關係ができあがつた、としている。『論語』の「堯曰篇」には堯・舜・

禹の三人が出るが、この「堯曰篇」は後人の続作になるものであって、『論語』そのものとは区別しなければならぬ。要するに、『尚書』中の「堯典」は信じるに足りず、『論語』より「堯典」の方が後の作であるとの結論の上にその論を展開させるのである。以上が「前二」論の内容である。

「前二」論は、論をさらに詳細に展開させている。さらにこの十年後に、「後論」において、その間の人々の反論に答える意味合いからも内容上の修訂を加え、より充実させた形として結論的な意見が述べられている。ただ「後論」では若干の修訂部分を加えてはいるが、基本的な観点での変更はない。以下に、この「前二」論と「後論」について、内容をかいつまんで紹介する。紙幅の都合上から、禹の天神性に重点をおき、他の点については簡単な紹介に止どめる。ここで出された結論は次の諸点である。

- a 禹はもともと天神であり、実在の人物ではなかった。
- b 禹は本来、夏王朝とは関係のない独立した存在であった。

c 禹の来源は、南方、特に越（會稽^{かいけい}）_{II}現、浙江省紹興市_{II}の地の神であった（「前二」論）。後、「後論」で、この点は修正され、西戎（西方の異民族「戎」族）の神であったとされる。

d 禹の父は鯀であるとの伝承があるが、もともと禹は鯀と関係のない存在である。

e 禹は、堯・舜の後を継いだ人物とされるが、もともと堯・舜の臣下ではなく、後になって臣下とされるようになったものである。

禹が歴史的な実在の人物ではなく、もともとは天神であったとするその根拠は次の点にある。

禹に関する最も古い文献資料は『詩經』『尚書』であり、次のように出る。（顧頡剛論文には資料原文のみが掲げられている。だが、この拙論が必ずしも専門家だけに向けられたものではないので、資料原文は必要な場合のみ引用するに止め、普通は、原文は引用しないで、訓読に若干の解釈を施すか、もしくは訳文を掲げた。特に『尚書』は難解で、語意にも多解あるが、一解と顧氏の解を示すに止めた。）

『詩經』（）内は全て引用者中島の追加付記。以下同。

小雅・信南山：信^{しん}たり 彼の南山、維^{これ}れ禹^{でん}之^をを^を。

（「信」は「まことである」。南山は終南山。陝西省西安市南方の山。「旬」については後述。普通は「郊外

の田」（領地を）治める」意と解される語）

大雅・文王有聲：豊水^{ほうすい}、東に注ぐ、維^{これ}れ禹^{でん}の續^{せき}なり

（豊水は、周の都、鎬京^{こうけい} _{II} 陝西省西安市 _{II} 西郊の川、

北の渭水に注ぐ。「績」は業績。「跡」に通ず。
大雅・韓奕：奕奕たる梁山、維れ禹、之を甸す

〔奕奕〕は大きな様子。梁山は陝西省韓城県の山
魯頌・閟宮：是れ后稷を生む……禹の緒を繼ぐ

〔后稷は周の始祖。緒Ⅱいとぐち〕、業績を糸に見立
て、その糸口を引きつぐ。績ぐⅡ繼ぐ、継承する

魯頌・長發：洪水茫茫たり、禹 下土の方を敷く

〔洪水は茫々と果てなく広がり、禹は下に土地の
〔方〕を布き拡げた。〕〔方〕は一定の四方形をなす土
地。これが後に「邦」に転化する。〕

商頌・殷武：天命 辟多く、都を禹の緒に〔于〕設く
〔辟Ⅱ「きみ」、君、諸侯。〕〔天の命令でもって多くの
諸侯は、禹が功績を挙げた地に都〔国〕を設けた〕

〔尚書〕

〔洪範〕：

〔我聞在昔鯀陴洪水、汨陳其五行。帝乃震怒、不畀洪
範九疇、彝倫攸斁。鯀則殛死、禹乃嗣興。天乃錫禹
洪範九疇、彝倫攸叙。〕

〔箕子乃ち言う〕〔我聞く。在昔、鯀、洪水を陴め、
其の五行を汨し陳ぶ。帝乃ち震え怒り、洪範九疇を
畀えず、彝倫の斁る攸なり。鯀則ち殛死し、禹乃ち
嗣ぎて興る。天乃ち禹に洪範九疇を錫う、彝倫

叙ぶる攸なり〕と。

〔箕子Ⅱ殷の紂王のおじⅡはそこで周の武王に言つ
た。〕〔私は 聞いている。〕昔、鯀が洪水を埋め、其
の五行の展開を乱した。帝はそこで震え怒り、〔洪範
九疇〕を与えず、彝倫〔大いなる倫Ⅱともがらの理〕
は破れてしまった。鯀は処刑され、禹がそれを嗣い
で興った。天は禹に〔洪範九疇〕を賜り、そこで彝
倫は大いに展開することとなった〕と。〕

〔洪範九疇〕は、洪いなる規範で、九つの範疇〔基
本的な分類項目〕からなる。中国の伝統思想の大原
理をなしたものの。〕

〔立政〕：

其克詰爾戎兵、以陟禹之迹、方行天下、至于海表、
罔有不服。

其れ克く爾が戎兵〔軍服と兵器〕を詰めよ〔治め
よ、以て禹の迹〔足跡・業績〕に陟り〔登り〕、方
〔四方〕に天下に行き、海表〔于〕に至り、服せざる
有る罔し。〕

〔呂刑〕：

〔皇帝清問下民、鰥寡有辭于苗……〕乃命三后、恤功
于民、伯夷降典、折民惟刑、禹平水土、主名山水、
稷降播種、農殖嘉穀。三后成功。

〔皇帝、下民に清問す。鰥寡は苗に辭有り……〕乃ち

三后に命じて、民に恤い功をほどこし、伯夷 典を降して刑罰を定め、民を折るは惟れ刑（刑罰をもつて民を裁いた）。禹、水土を平らげ、名ある山川を司る、稷 種を降播して、嘉穀を農殖せしむ。三后、功を成す。

〔鰥寡〕は、妻亡き者と夫亡き者。彼らには苗を恨む言葉があった。「苗」は三苗、現在の苗族の前身とされる。「上帝」「皇帝」の二語がここに出、「皇帝」は、一説に帝舜、一説に上帝と取る。顧論では上帝と取る。「三后」は伯夷・禹・稷の三人をいう。「后」は族長、諸侯。「主名山水」は、顧論は「有名な山川を司る」と取るが、「山川を名づくを司る」とも解されている。

以上からして、周代の人の禹に対する観念は次のようなものである、とする。

- a 禹が「水土を平らぐ」のは上帝の命令によるもの。
- b 禹の足述はたいへん広い。
- c 禹の功績は「土を敷く」「山を甸す」「水を治む（治水）」である。
- d 禹は「耕稼」（耕し種まく）の王である。

a について。洪範で、鯀を殛（処刑）したのは天、禹を興したのも天である。また呂刑で「皇帝」は「上帝」であり、上帝が三后（伯夷、禹、稷）に命じたものであり、洪範の治水と相俟って、その命令を受けた三后は禹を含め天神である。この点については、冒頭に記した劉揆藜の³⁸の反論を受け、天の命を受けるということは必ずしも天神でなくともあり得ることを認める（例えば文王）が、顧氏は、禹の場合は地位が他とは独立していることとその話の広がり、の広さからして天神であつて始めて成り立ち得るものである（「地位的獨立、神話的普遍、惟有天神纔能如此」としている）。

b については、これだけで禹が天神か人王かを決定づける材料にはならないので、この点はここでは置いておくとしている。

c については、この点が最も禹が天神性を有する根拠となるものだと、次のように述べる。禹の功績である「土を敷く」「山を甸す」について。「土」はいかに敷くか。山はいかに「甸」するか。この「敷」は、従来の解釈では「州を分ける」または「賦を分ける」つまり九州の賦役を分配すると解するが、ここでの用法は「鋪放」（広げ敷く）の意で、長發の「洪水茫茫とし、禹、下土の方を敷く」の「敷」と同じ。この句の意味は「茫茫と果てなく広がる洪水の中で、禹は下方に土地を広げた」の意味。楚辭「天問」で禹

が「洪泉極深、何以真之」（洪泉極めて深し、何を以て之に眞かん）とある。「眞」は「墳」と同一で、「塞ぎ置く」意。意味は「大いなる泉は深く、どうやって土をそこに入れ埋めるか」の意味である。こういう行為は人には不可能である。天神にして始めて可能である。山を「甸」するも同様である。「甸」とは従来は「治」と同じ意だとされているが、これは禹貢の影響を受けてのもので根拠はない。「陳列」の「陳」つまり「陳列」し「並べる」の意である。土地を「鋪放」（広げ敷く）ことである。山そのものをそこに並べたのである。次に、「治水」（水を治む）は後人によって付加されたもので、こうした抽象的なことを本来指すのではない。禹が「治水」したとするのは信用できない。洪範にいうのは「禹が上帝の九疇を手に入れると洪水も自然に治まった」ことをいうものである。

以上を勘案すると、人力でもって「土を鋪き山を陳べる」ことができるだろうか、と顧論は続ける。「敷土」が「九州を分画する」、「甸山」が「山に随い木を刊る（切る）」だとしても、この事業を行うのに何年かかるだろうか。「孟子」によれば八年、禹貢によれば十三年。一体いかなる人力でもってそれが可能だというのか。まして全国の山川の全てにそうすると人力でできる技ではない。「山海經」にもとづけば、禹が治めた四海内地は東西二万八千里、南北三万六千里である。「國語」周語下で「高きを高きとし

下きを下きとし、川を疎（みち）びき滞おるを導き、水を鍾め（あつめ）物を豊かにす。九山を封崇し（高くし）、九川を決汨す（通し治める）。九沢を陂障（堤で防ぎ）し、九藪（藪）は沼沢地を豊殖す。九原（原）は高原を汨越（通し揚げる）し、九隩（隩）は居住に適する地に宅居し、四海を合通す」は人力でもっていかにし得るのか。「尚書」皋陶謨にいう「予、四載（四種の乗り物）に乗り、山に随い木を刊り（切り）、……予、九川を決し、四海に距（導）き、畎澮（大小の渠）を濬（浚深）し川に距く（導く）」とある。神でなければこういうことはできない。以上から禹は間違いないと天神であつたと考えられると顧論は結論づける。

しかしこの両書の時点では、実は禹は夏王朝とは何等の關係を有するものではまだなかった、と顧論は述べる。禹と夏が結び付けられることになつたのは、「前一」論によれば、九鼎（夏の鼎）から始まつたことだとする。『説文解字』に「禹は蟲なり」、「内」（ジュウ、「禹」字の下部分）は「獸足、地を蹂む」とあり、また禹の父と伝えられる鯀は、『説文』に「鯀、魚なり」とあり、『左傳』中に堯が鯀を殛（処刑）した後「其の神、黃熊に化す」と言い、「黃熊」は『國語』では「黃能」に作り、「黃能」は「三足の鱉（すっぱん）」である。等々の理由から、禹はもともと蜥蜴に

類する「蟲」(「動物」)の模様で、この鼎に刻まれていたものであるため、その図柄が伝世の間に開天闢地の人の図柄と受け取られるようになったものだとした。夏の鼎から出たものなので、禹は、後に夏の始祖になったのだ、と主張する。顧論の、禹と夏はもともと無関係だったとする論旨は以後も変わらない。ただ「前二」論では論拠は修正されて、夏時代に青銅器はないと認めるようになるため(顧氏は殷時代も石器時代に属すと言う)、夏鼎から禹が出たの論は修正し、禹はもと南方、特に會稽の地から起こった神であり、それが周に伝わったとした。「後論」ではさらに禹は西戎の地にその起源があると修正されるのだが、「前二」論では禹南方起源説の根拠として次の九点を挙げる。

- (1) 『楚辭』天問中に鯀・禹の神話が豊富であること。(楚は湖北省・湖南省を中心とした地)
- (2) 越国では自らを禹の後裔と自認し禹を祭っていること。(越は會稽＝現、浙江省紹興市を都とする)
- (3) 禹は塗山(安徽省)に諸侯を集め、塗山氏から妻を娶っていること。
- (4) 禹が會稽に諸侯を集めたこと。
- (5) 會稽には禹廟があること。
- (6) 『漢書』郊祀志等と言う封禪の地が多くは泰山(山東省)であるのに、禹のみが會稽で封禪を行っていること。

(7) 古代、中原の人は四方の異民を蔑視して獸視、南方人に対しては「蠻」つまり「虫」「蟲」「虫」「蟲」は「むし」ではなく「ちゅう」動物一般を言う)の一種だと見なしていること(「蠻」字には虫偏がつく)。

(8) 「楚」「荆」は未開の地であることを示し、「荆」は「楚」の異名。「楚」「荆」共にいばら・雑木の意、その地は東南の地で水潦(溜まり水)の帰し集まる地であって、そのため南方の民族では治水の必要に逼られ、禹なる神が醸成された。

(9) 『詩経』最初期の周頌には「禹」は出ない。禹が出る「文王有聲」「韓奕」の大雅は西周後期の作である。『尚書』では禹は「呂刑」に始めて出るが、これは穆王(第五代王、在位前九七六〜前九二二)の時の作である。中原の周が南方と関係の生じたのは昭王(第四代王、在位前九九五〜前九七七)時であり、穆王以後、次第に関係が強くなっていった。そのために西周初期の周頌には禹は出ないで、西周後期になって禹の伝説も中原に伝わり、「呂刑」に禹が出るに至ったのである。

以上をまとめて「前二」論は次の結論を出す。商・周の間に南方では「水土を平らぐ」必要から禹の伝説が醸し出された。その中心は越(會稽)である。越人は禹を奉じて祖先とした。越から塗山↓楚↓中原にと伝わった。流播の

地域は広く、そのため禹の「水土を平らぐ」地も広い。そこから、土地は禹が鋪填したものの、山川は禹が陳列したものと説かれ、禹を「地王」とする觀念が生じた。周では穆王以後に禹の名は『詩經』『尚書』に出るようになり、后土の祭祀「社」が設定され、周族の始祖后稷と対等の地位を得た。

こうした天神がいかなる経過でもって人王に転化したか。この点については、d点禹の「耕稼」の王に関わつてき、「禹稷」（禹と稷）、「社稷」（社と稷）と連称されることを通じて転化する（中島付記）「稷」は穀物のアワ・キビ。「后稷」は古代の穀物を管理する官名であると同時に周の始祖の固有名詞でもある。またさらに「稷」は穀物神をまつる（やしろ）でもあり、こうした多義が絡み合う語である。「社」は土地神を祭る（やしろ）。「社稷」は、土地神（社）と穀物神（稷）をまつる（やしろ）である。国には皆それぞれ「社稷」があり、この語は国家の代名詞にもなる）として、以下のように述べる。

禹は西周中期に山川の神であった。後に社（その土地の土地神を祭るやしろ）の祭りができて、禹は社神となった。禹は一方では「地を鋪き、山川を陳列し、洪水を治め」て、治水の功績を挙げたが、他方では、さらに土地造成は同時に農業上の功績があるとして、↓「溝洫（用水路）を治め、

耕稼を事とす」↓「禹の耕稼は后稷（周の始祖）に先んずる」の觀念誕生↓「后稷が禹の緒を續ぐ」（魯頌・閟宮）の觀念が誕生。当時は神と人の境界は定かではなく、神の禹と周族の始祖后稷は次第に混同し併称されるようになり↓最後に禹の伝説は人化して人王となり、神話の領域から離脱した。

以上が「前二」論の論旨である。顧頡剛は以上を次のようにまとめている。「私は、この章の総括として、大胆にこう言えるだろう。禹は西周中期に起こったものである。堯・舜は春秋後期に起こったものである。彼らはもともと何の関係もなかったものである。彼らの関係は禪讓説の上で起こった。禪讓説は戦国の学者が時勢の刺激を受けて、想像中に構成し上げたユートピアに過ぎない」。

さらに上で示した四つの問題点、①禹は天神か否か？、②禹と夏は関係があったか否か？、③禹の来源は何処にあるか？、④堯・舜・禹の関係はいかにできたか？、についての西周から戦国に至る人の禹に対する觀念の変転を示す表として次頁の表を掲げ示す（『古史辨』第一冊一三三—一三四頁）。きわめて明快な表である。顧氏に説明の文はないが、引用者の方で、以下に、この表を言葉に置き換え表してみる。

右上の「天神」としての禹が、西周から左の東周く戦国へ向け、左下の「人王」へと変わっていく過程を、史料を



以後的諸子全不能脫此觀念,不備舉。

図表12 《古史辨》の禹に対する觀念の変転

出所:『古史辨』第1冊134頁。

くる。『詩經』魯頌・閟宮と『論語』である。
 戦国に至ると、天神史料は『楚辭』だけとなり、代わって「人王」資料が多数表れる。『尚書』(禹貢)、『左傳』、『國語』、『楚辭』、『墨子』、『孟子』、『論語』(堯曰篇)である。これらには夏后が舜の禪讓を受けるといふ性格が登場することになる。最後には「以後の諸子以上の觀念からの脱け出すことはなく、挙げない」としている。こうした歴史的な史料の展開の中に読みとれるのが禹の天神から人王への転化である。

次いで「後論」を見てみよう。

「後論」は、前記したように基本的な論旨には変わりはない。より精緻詳細な形で、総括的に展開される。ここでは基本的に一致する点は省略し、新たに付け加わった点に重点を置いて紹介する。

配列して示す。史料の最古のものは『尚書』呂刑である。次いで『詩經』小雅(信南山)、大雅(文王有聲・韓奕)が来る。これらが禹の天神性を示す西周期の資料である。東周に入ると、これに『尚書』立政と同「洪範」、および『詩經』商頌(長發・殷武)が加わる。上記『尚書』三篇には?がつけられている。この時期、「人王」の史料が出て

「後論」では、禹に天神性があること、および禹の神としての職能は土地神であること、この二点は「前論」と同じであるが、「後論」ではその神話的性格が特に強調され、次の神話的性格を持つ文献資料が挙げられる。「山海經」海内經、「墨子」尚賢篇、「尚書」洪範、「楚辭」天問、「淮南

子^じ」ちけい 墜形訓である。引かれた資料を以下に列挙する。

『山海經』海内經

禹・鯀は始めて土を布き九州を定めた。洪水が天を浸す程であった時、鯀は天上から息壤なる土を盗み洪水を埋めようとした。帝の命令なしにそれをやったため、帝は祝融に命じて鯀を羽山で処刑した。鯀の腹から禹が生まれた。帝は禹に命じて土を布き九州を定めた。

ここでの「帝」は上帝つまり天上の帝である。

『墨子』尚賢中篇

昔、伯鯀は帝の「元子」(嫡男)であった。帝の持つ徳・有用さを台無しにした(廢帝之徳庸)ため、羽山の郊外で処刑された。……天が能くなし得る者として使った者は誰であったか(天之所使能者誰也?)。それは昔の禹・稷・臯陶であった。

墨子中でかれら(鯀・禹)は上帝の「親屬」(肉親)である。

『尚書』洪範(前掲参照 省略)

『楚辭』天問

鴟(とび)と亀が銜え引つ張り、鯀は何故引つ張るま

まになつていたか。

鯀は従順にも功績を上げようとしたのであって、それを帝は何故処刑したのか。永く羽山に止どめられたまま、何故三年間もその処刑を実施しなかったのか。

伯禹は鯀の腹から生まれた。何故そうした変化が起こったのか。

前に鯀のやろうとした事業を継いでついに父の功を完成させた。何故始めの業績を続け継いで、それでいて二人の計画の前身は違ったのか。

大いなる泉は極めて深いのに、何をもつて置き埋めることができたのか。

大地は方形で九則(九州)に分かれ、何をもつて「墳」(高く)することができたのか。

応龍は何を描いたのか。河と海はどこを通るのか。鯀は何を嘗み、禹は何を成したのか。

(以下、崑崙山部分も関連あるとして紹介するが、省略)

「後論」は「天問」の鯀・禹の果たした業績を以下のようにならべている。鯀は鴟(とび)と亀の指示通りに治水するが、成功しようしたにもかかわらず上帝に処刑されてしまう。羽山に三年拘禁されて伯禹が鯀の腹から変化し出てきたが、禹は鯀の仕事を継続し極めて深い洪水を埋め平ら

にする。九州の地を高く土地を積み重ねる。また応龍の助
けで治水し、九州を安定させる。川や谷を掘り、東西南北
の長さを計算する。さらに天帝の下都なる崑崙山を安定さ
せ、こうした行為によつてこの世（宇宙）は平穩に定まっ
たのである。

『淮南子』 隆形訓

禹は太章に東極から西極までの距離を測定させる。二
億三万三千五百七五歩である。豎亥に北極から南極ま
でを測定させ、同じく二億三万三千五百七五歩である。
洪水の淵の深さを計るが、三百仞以上、二億三万三五
五九里である。禹は息土で洪水を埋めそれでもつて名
山とする。昆命の虚の下を掘る。昆命中には増城
の九重がある。その高さは一万一千一四歩二尺六寸
である。傍らに四四〇の門がある。また井戸があり、
「玉横」（玉器）がその西北の隅に結ばれている。北門
は開くと不周の風を中に入れる。傾宮・旋室・縣圃・
涼風・樊桐が昆命の閭闔（門）の中にある。

これは前掲『天問』に対する回答であると顧論はいう。
以上から、洪水は鯀・禹が息土でもつて埋め平らにした。
九州は鯀・禹が定めた。川谷名山はかれらによつて造成さ
れた。禹は人を使つて東西南北の極間の距離を測定させた。

天上から崑崙まで掘り下げた。以上のことは帝の子、帝の
孫でなければできないことがらである。彼等の本領はそれ
のみならず、太陽が暘谷を出て、虞淵に入り、蒙谷の浦に
到る。九州を行き七舎して、五億一万七三〇九里を行く。
禹はそれによつて朝昼夜とする。禹の本領は太陽をも駆使
でき、全く上帝の化身そのものである。

「後論」で「前論」修正の大きな箇所は禹の起源の地であ
る。「前二」論の禹の起源を南方會稽とする説は修正され
て、「後論」では禹は西戎から出たとされる。その根拠は
次である。

『尚書』呂刑（前掲）は、西周穆王の時、穆王の命で呂侯
が夏（禹）の贖刑の法について述べたものであるが、この
呂侯が姜姓の大宗であり、戎族である。呂刑には「乃ち三
后（＝伯夷、禹、皐陶）に命じ、禹は水土を平らげ、名あ
る山川に主たり」と言い、苗民の蚩尤が乱をなしたその昔、
上帝は蚩尤に苦しむ庶民を救うために伯夷と禹と稷の三后
に命じ、伯夷は刑を下し、禹は「水土を平らげ」「名ある山
川に主たり」、稷は「種を降し播いた」のである。伯夷も姜
姓であり、禹はこうした姜姓族の宗神である。証拠として、
その他にも、吳越春秋、後漢書、新語、史記集解中に引く
皇甫謐、太平御覽に引く尚書緯帝命檢、潜夫論中の文が挙
げられる。さらに『詩經』商頌・長發、『國語』周語下、『墨

子」非攻下等、禹が西戎と関連する資料が多数あるとして引用されている。

「後論」では次のように結論する。呂刑篇の呂侯は姜姓の大宗であり、戎族である。その国に遺された書が呂刑である。その呂刑篇で禹について語られていること、これが何よりも禹が西戎であった証拠である。戎族は嵩山を居住地とし、「九州の戎」と呼ばれた。この九州は中国全土を指すものではなく、中国西北部の地を指す地名である。こうした九州が、禹貢等で禹が九州（全土）を治めたとする話へと発展変化を遂げたのである。「九州の戎」を始めとし、その他「禹は西戎に興る」等、戎族と関連した禹についての記録が多いこと。これが禹即戎族の証拠である。

以上が「後論」の論点の要旨である。

以上の顧氏論を今日の時点ですべてのよう受け止めればよいか。以下でもって検討を進めたい。

五

ここで、顧氏論の検証は、次のような観点と方法でもって進めていきたい。

まず、論がどのような資料を用い、どのような資料を用いなかっただか、である。資料がどれほどの信頼性を持つか、これはきわめて肝要なことである。それを今日的な時点に

立って明確にし、その妥当性を問題にしたい。次いで、その資料として用いた文献中の諸篇が時代的にそれぞれ何時のものか、またどのような資料であるかである。このことは内に複雑で困難かつ微妙な問題をはらみ、必ずしも充分には明らかにし難いことだが、試みてみなければならぬことではある。次いで、資料中の言葉の意味の解釈である。それがどこまで妥当か。そして、その解釈の上に立つ論理・理論の展開がどうなされているか。以上の上に立って、結論を検証するのだが、その前に、全体を通じて取られた基本的な観点と方法論とを問うてみなければならぬ。総じて、疑は疑、不確かは不確か、不明は不明として、無理矢理結論を出すのは慎まねばならないと心得ている。

まず、文献資料の検討から入ろう。ここでは、この文献資料中、最も重要な『尚書』を中心に検討を進める。『尚書』は、中国古代史の文献中、最も古くかつ最も大きい文献である。しかもこの『尚書』は最も複雑でかつ最も難解な問題を抱えている文献でもある。文献資料問題の中で、最大の問題をなす。一般的に言ってそうであるに止まらず、この禹の問題においても、同書は最大の問題であって、問題の焦点をなしている。具体的には、『尚書』中、「堯典」^{（堯典）}「舜典」^{（舜典）}「大禹謨」^{（大禹謨）}「皋陶謨」^{（皋陶謨）}「益稷」^{（益稷）}「禹貢」^{（禹貢）}「五子之歌」^{（五子之歌）}「仲虺之誥」^{（仲虺之誥）}「洪範」^{（洪範）}「呂刑」の二〇篇が禹の資料である。（以

上は『古文尚書』による篇名で、『今文尚書』では「堯典」「舜典」は分割せず一篇。「皋陶謨」「益稷」も一篇。「大禹謨」「五子之歌」「仲虺之誥」は「偽」とされる晩篇である。)内、「大禹謨」「皋陶謨」「益稷」「禹貢」では、禹が主役の役割を担ってさえいる。禹に関するきわめて重要な資料であり、これをどう扱うかは、禹の本性の推測に決定的な影響を持つ。また「洪範」は中国思想史上きわめて重要な意味を持つ文献だが、篇中で、これは禹が述べたものとされている。以下、『尚書』について、やや立ち入って述べたい。

馬雍『《尚書》史話』は述べている。『尚書』の歴史は中国學術史上、著名な難題であり、非常に複雑である。関係する原始期の情報は矛盾交錯し、後世の学者の論断異説は紛々とし、幾つかの重大な問題も現在までにいまだ円満な解答を得られていない。

『尚書』は中国で最古の文献である。「五經」つまり『易』『書』『詩』『禮』『春秋』のうちの一であり、その中でも、前記したように最も古くかつ最も重要な文献である。『尚書』は古くは『書』とのみ呼ばれた。それは『詩』とのみ呼ばれた『詩經』同様に、普通名詞「書」(「書く、書いた物」)、「詩」の呼び方でもって特定の書名を指したのである。『尚書』の呼称は漢代に始まる(伏生の『尚書大傳』)。「尚」の意は一般に「上」であり「上古」を指すつまり「上古の

書物」の意とする(伝尚書孔安國序による。『史記』もこれによるかの如くである)。他にも「尚」は「上」であり、「上」は「上天」の意とする(鄭玄説)。これは「尊い」つまり「尊い書」の意とも解されようか。さらに、「尚」は「上」で、「上」つまり日本語の「お上」(支配者を指して言う)の意とする(王肅説)がある。『書經』ともよばれるが、『書經』とよばれるのは、ずっと後世の明代に起こったものである。漢代にも「書經」の語は存在するが、これは『書』の「經(經文)」の意で、『書』の「傳」(伝伝承される注釈)に対するものであった。上記、馬雍『尚書』史話』は続けて言う。「この書自身、一段の紆余曲折した歴史を持っている。『尚書』の原本は言われる所に抛ると、秦末の秦始皇帝の焚書坑儒によって失われてしまう。前漢の始めに、一本の残本が現れる。間もなく、もう一本の残本も出てくる。前者は『今文尚書』と呼ばれ、後者は『古文尚書』と呼ばれる。しかし、この二書は最後に失われてしまう。ところが、東晉の初め(四世紀)、突然一冊の来历不明の本が登場する。梅賾が後者の『古文尚書』があったとして献上したのである。そしてこれが唯一の『尚書』として通用する。現在、通行する『尚書』もこの本である。しかし、後世の学者達によって、この本の一部は偽書であると証明されることになる。この『今文尚書』、『古文尚書』、および『偽古文尚書』の三者はたいへん複雑な問題を抱え

ている。それは我が国学術上の紛糾の最大且つ論争の最も激しい伝奇性に富んだ案件だと言える」と述べている。

『尚書』がその始め、何時、どのような経過で成立したかは、最終的に分かっていない。先秦時代の春秋期（前八世紀～前五世紀）の多くの文献中にその引用を見、『左傳』『國語』等の先秦文献中に多数、言及、引用されている。劉起鈞『尚書源流及傳本』によれば、その回数は、先秦文献二〇種中で三三二次に及んでいる。「書に曰く」とか、「虞書」「夏書」「周書」に「曰く」とか、篇名を引く等の形を取ったり、書名なしでの引用もあつたりする。引用文には現存『尚書』中に出る文もあれば、出てこない文も多数ある。

『尚書』中には、上古の伝説時代である堯、舜の時代に始まり、東周春秋時代半ば、秦の穆公（前六五九～前六一〇）時までの記載が載る。王の言説を主として記す。現存する中国最古の書籍目録である『漢書』藝文志には、「（古の）左史は言を記し、右史は事を記す。事は『春秋』、言は『尚書』なり」と記しており、王の左右の史官がそれぞれ王の言と動の記録を分担したとされており（『禮記』玉藻篇では左右が逆）、その言の記録が『尚書』、行動の記録が『春秋』となつたと述べている。その言の内容によつて、典・謨・訓・誥・誓・命の六体がある（孔傳による）。典は典範とされる文、謨は、はかりごと・理念、訓は教え、誥は告げら

れた言葉、誓は戦いに臨む軍の誓い、命は命令である。唐の孔穎達は、それに貢・歌・征・範の四体を加える。貢は貢ぎ物の記、歌は歌、征は征伐の記、範は「洪範」の如き規範となる範疇の記である。

今文・古文尚書のテキストでは、いわゆる「其の字は則ち異なり、其の辭は異ならず」で、經文の文字には若干の出入りはある（例：「呂刑」と「甫刑」）ものの、全体として内容には大きな差異はない。文字の書体が隸書（『今文』）と古文の違いがあるものの、主要な違いは分章断句と解釈の相異にある。

篇数は三書でそれぞれ異なり、また一篇を分割する・しないの数え方が異なる。単純に比較はできない。存篇・佚篇合わせ、『今文尚書』で二九篇（内、存篇二八篇）、『古文尚書』で五八篇（内、存篇三一篇）、『晚書古文尚書』Ⅱいわゆる『偽古文尚書』で五八篇（全存）である（後二者五八篇の中身となる篇は同一ではない。篇名は同じで内容の異なるものもある）。内、『今文』二八篇、『古文』三二篇、『晚書』三三篇は、内容はほぼ共通し同一で、真（偽ではない）とされる。『漢書』藝文志では「古文尚書」を四六巻と記している（班固の注に五七篇）。「卷」は帛書、「篇」は簡策本を数えるに用い、区別する。卷末、図表15・図表16参照。『尚書』中の長い篇で「盤庚」全篇1285字、「禹貢」1196字。短い篇で「高宗彤日」86字、「甘誓」90字

である。全体では2万4558字（伝孔安國序を含まず）、序を入れて2万5661字である。以上は『晚書古文尚書』による、各篇序を含む字数である（顧頡剛主編序『十三經引得・尚書』本による中島の集計）。

書は、虞夏書、商書、周書の三部分（今文系統のテキストト。古文系統テキストトでは虞書、夏書、商書、周書の四部分に分ける。唐書Ⅱ『堯典』Ⅱを立てる方式もある）から構成されている。伝承によると、伝承されてきた記録を最終的に整理して現行テキストの形に編纂したのは春秋末の孔子（前五五二〜前四七九）であるとされている。この孔子が編纂したテキストはもとと百篇あつたとされているが、百篇全ては、後世には伝わっていない。またいわゆる「百篇の序」なる各篇の「小序」が孔子により作られたと伝えられており、それは梅賾跋上本『古文尚書』の中にその文が伝えられているが、その文の真偽をめぐり議論があるところである。

この『尚書』など多くの經典・書籍は、秦の始皇帝の弾圧を受け、焚書坑儒（前二一三年焚書、前二二二年坑儒）によって『詩經』等と共に一旦世上から完全に姿を消す。当時、秦の博士であつた伏生（名は「伏勝」ともされる）なる人物がもつぱら『尚書』を講じていたが、それが焚書坑儒の際に『尚書』を壁中に隠した。漢代に入って、禁書の令が解かれて、その壁中の書を探し取り出したところ、

二九篇が探し当てられた（別に出た「泰誓（太誓）」篇をこの二九篇中に数えるか否かの両説がある）。伏生はそれをもつて齊・魯の地で『尚書』を教へていたが、漢の文帝（在位、前一八〇〜前一五七）は晁錯を派遣し、すでに九十餘歳の伏生から『尚書』を学ばせ、また伏生を召した。この伏生が伝える『尚書』は、漢代通行の書体「隸書」（『今文』、当時の字体）によって書かれていたので、これを『今文尚書』と呼ぶ。一方、『古文尚書』なるテキストも存在した。漢の景帝の時（在位、前一五七〜前一四二）、魯の恭王が孔子の旧宅を壊して宮殿を建てようとしたところ、やはりその邸宅の壁中から、「古文」でもつて書かれた多くの書（『尚書』『論語』『孝經』『禮記』等）が出てきた。「古文」というのは、「古い文字」の意から、「古文」という字体名として用いられることになる。正統的な字体である秦の書体「篆書」（大篆、小篆）と異なり、いわゆる「六国文字」と呼ばれ、戦国の秦以外の六国、特に主として魯の地で行われていた字体を指している。恭王はこれら書を孔家に返して、孔子第十二世の子孫、孔安國の手に入ることになった。「古文」は当時すでに読めなくなつており、孔安國はこれを読み解き、隸書（今文）でもつて書き直した。これが『古文尚書』である。『今文尚書』と比較してみたところ、二五篇多かつた（以上は主として「伝孔安國尚書序」による）。『今文尚書』および孔安國伝本『古文尚書』は、

後、漢末以後の混乱の中で他の諸本と共に亡佚してしまふ。漢代の『古文尚書』には、上記以外にも、「河間獻王本」「中秘本」（宮廷内書庫に秘蔵された本）、「杜林漆書本」、東萊の張霸偽造の「百兩本」のテキストがあった。

次の武帝（在位、前一四〇〜前八七）は、董仲舒の献策を入れ、「百家を罷黜し（しりぞけ）、獨り儒術を尊ぶ」体制が取られ、「五經博士」が設置された。以後、儒学が他を圧して盛んとなる。漢代の經学には今文学・古文学の問題が大きな問題としてある。前漢には今文学が全体を支配した。今文（隸書）の經書のテキストを採用した学が学界の大勢を占めたのである。『詩經』でいえば、齊詩・魯詩・韓詩が今文のテキストを用いた今文学派であり、毛詩は古文テキストの古文学派である。今読む『詩經』はこの毛詩である。『春秋』でいえば、『公羊傳』『穀梁傳』が今文系統のテキスト、『左傳』が古文系統のテキストである。『五經』それぞれに今文派・古文派があった。司馬遷は若い時、今文家董仲舒について『公羊春秋』を学び、古文家孔安國について『古文尚書』を学んだとされている。前漢に優位を占めた今文学は「大義微言」（孔子の主張が微妙な表現「微言」によって盛り込まれた大義、その隠れた意を明らかにしようとするもの）に主眼を置いた。前漢後期に勢力を付けてきた古文学派は「訓詁章句」（語の読み・意味、章・句の解釈）を主とするものであった。両者は激しい争いを展

開したのである。なお『尚書』の前漢の今文学派には「今文三家」があった。歐陽氏、大夏侯氏、小夏侯氏の学である。後漢時、一人の大師で多いものは一万人の弟子がいたという。その盛況ぶりが想像できる。

劉向は、現存する中国最古の書籍目録『漢書』藝文志の元本である『別録』の作者の一人で知られる。前漢最大の經学者である。その末子、劉歆は、父らによる『別録』に依拠して『七略』を作り、それが直接、班固の『漢書』藝文志の中に組み込まれた。劉向・劉歆二人は學術の総合で大きな役割を果たした。劉歆は古文の『左傳』を官学に立てようとして動いたが、今文学派との抗争に破れた。特に、彼は、「新」なる王朝（西暦九〇二三）を創りその帝に即いた王莽との係わりから、近代の康有爲・顧頡剛ら疑古学派により經典の偽作者としてノミネットされる人物である。次いで、漢末に鄭玄が登場する。鄭玄（一二七〜二〇〇）。『周易』『毛詩』『儀禮』『周禮』『論語』『孝經』等に注を加え、多くの著述がある。今文学・古文学を兼ね、今文古文の争いの統一を果たした、中国經学史上、最大の学者の一人である。著述の大部分は佚しており、清朝の馬國翰にその輯佚書がある。

そして前記したように『今文尚書』『古文尚書』共に漢末以後、西晉永嘉の乱に至る混乱の中で失われてしまふが、それが東晉の始め、元帝（在位三二七〜三二三）の時に豫

章郡（今の江西省）の内史梅賾（「賾」字は一に「頤」字にも作る）によって、孔安國の伝えた『古文尚書』があったとしてその本が朝廷に献上されたのである。

唐代の始め、学の南北の混乱を統一するため、太宗によって『五經』のそれぞれに対して正しいテキストと解釈を定める勅命が出された。これが『五經正義』である。『尚書』では孔穎達（五七四～六四八）によって『尚書正義』が撰された。最終的に高宗の永徽四年（六五三年）に全国に頒布された。この『尚書正義』に使われたのが、梅賾献上になる『尚書』テキストであった。これは後、開成石經に刻されることとなる（後記）。これが現在読まれる『尚書』のテキストである。

春秋戦国から秦漢にかけては、書写・記録には一般に簡帛（簡策と帛書）が使用された。紙は、漢初にはすでに使われ始めているが、後漢の蔡倫（六二？～一二一）による発明とも言われる改良がなされ、学術を含む文化に新しい時代が到来した。西晋の左思の「三都賦」が争って手抄筆写され、「洛陽の紙価を貴からしめた」ことは有名である。

三世紀の事態である。簡帛では職人技術者による筆写が主であったが、紙になると、次第に著者その人による筆写を容易ならしめていった。それまで、学問は口承から書写へと徐々に移行してきたが、紙の普及は、学問を書写（手抄・

手書）へと変えるのに大きく預かった。しかし、その手抄においても、手抄の手間と書き誤りは日常事である。十一世紀の宋以後、印刷が行われるようになるが、『尚書』のテキストも印刷出版されるようになるが、劉起釔『尚書の源流及び傳本』は、次のように述べている。「宋以後、『尚書』テキストは多く他の群經と一緒に刊行された。『尚書』のそれら版本には一つの特色がある。それは、版刻出版以前に長期に渉る『石經』時代を持っていたことである。石經時代には、すべての読書人は書を読み学問をする際、太学（大学）に行つて石經を手抄した、或いはその伝抄本を手抄したのである」。

伝抄の不確かさは、王朝をして、儒学の混乱を免れるため、および官吏採用試験の科挙のために、基本テキストを定める必要を生ぜしめた。そのため、石に刻んだ本『石經』によってそのテキストが定められたのである。『尚書』のテキストもまたいくつかの石刻本となつて、その一部が今日に伝わることになった。石經には次の三つがある。共に『尚書』テキストとして、たいへん大きな意義を持つ。

「熹平石經」（図表13参照）：後漢の靈帝の熹平四年（一七五）から刻石が始められた石碑。光和六年（一八三）に完成。『易』『書』『詩』以外に『儀禮』『春秋』『公羊』『論語』の「七經」のテキストが刻石され、洛陽の



図表13 〈後漢「熹平石經」『尚書・般庚』篇残石〉

注：字体は隸書=今文

出所：蔣善国『尚書綜述』上海古籍出版社、1988年巻頭図版。

太学前に立石された。総計、20万0911字。隸書の字体（魏以後「八分」と称せられて標準とされる新隸書体）でもって刻石され「二体石經」とも呼ばれる。刻石の移転、他に転用等の幾多の変遷毀損を経て、現存の残石字は一万字に足りない。内、『尚書』の現存字数は1028字である。この『尚書』は今文系統、歐

陽氏派の『尚書』である。

「三體石經」（図表14参照）：「正始石經」とも言われる。魏の正始年間（二四〇～二四九）の刻石。テキストの一字を、同一個所に上から古文・篆書・隸書の三字体で刻する。『尚書』「春秋」の二經が刻石された。拓本と残石が残る。『尚書』の現存字数1158字、三體延べ2384字。この『尚書』テキストは古文系統の『尚書』である。

「開成石經」：唐の文宗の開成二年（八三七）完成。十二經（後の「十三經」中の『孟子』を除く十二經）の刻石。一四四個の石碑に刻まれた經文65万0252字。この中の『尚書』が現在に伝わる『尚書』の元テキストである。長安城内の国子監に立てられ、宋時に現西安市の碑林の場所に移転。そこに現存する。これは東晉の梅賾献上の晩書「伝孔安國傳承本尚書」である。これが存在する唯一の『尚書』テキストである。原字全存、『尚書』2万7134字。

なお、東晉の梅賾献上の「伝孔安國傳」古文尚書」は従来一般に「偽古文尚書」と呼



図表14 〈魏「正始三體石經」『尚書・多士』篇残石〉

注：テキストの一字が三体で書かれている。三体は上から古文、篆書、隸書。

出所：図表13に同じ。

ばれており、「偽であること鉄案である」と言われてきた。だが、偽であること果たして「鉄案」なのかどうか、大きな問題があると私は考えている。後でも触れるように、従来偽書とされてきた書で、最近の考古学の発掘によって、実物が地中から出てきて、偽が否定されたものはいへん多い。『偽古文尚書』は少なくとも「真中に偽あり、偽中に真あり」である。「偽書」という一言で片づくような単純な問題でないことは確かである。今この時点でもう一度、全

ここでは「梅賾献上本」全体を「晩書」、偽とされる篇に限って「晩篇」（つまり『晩書』の「晩篇」ということ）と呼ぶこととした。ただ、偽だとされる事実の記載も必要なので、その場合は、できるだけ「偽」という形で表記することにした。巻末に『今文尚書』『古文尚書』『晩書古文尚書』三書の篇名の一覧表（図表15）と三書中の各篇の真偽をおよび存亡を対照した一覧表（図表16）を掲げた。

面的な検討が必要であると考えている。従って「偽書」と呼ぶのは先入観を与えてしまうので、それを避ける意味から、ここでは「伝孔安國傳『古文尚書』（孔安國が伝承した）」と伝えられる「古文尚書」または「梅賾献上本『古文尚書』」と呼ぶのが適当ではないかと考えている。また、略称として「晩書」とよぶ呼び方もある。ただ、これが梅賾献上本全体を指すのか、その内の「偽」篇だけを指すのか、両者に使われる曖昧さがある。曖昧さを避ける意味合いから、

宋代に印刷が始まったことは、紙の使用（後漢）の次に訪れた大きな文化的な転機であった。歴代の官学によって提示される典籍の標準テキストという役割は、石經に代わって、国子監（文部省・国立大学に相当）で刊行される典籍『監本』が担うことになった。しかし、歴代の王朝は、權威という象徴的な意味合いもこめて、石經を刻し続けた。唐石經以後、刻された石經には蜀石經、北宋石經、南宋石經、明石經、清石經がある。

宋以後、思想的には、社会の発展に対応した新しい段階に入る。宋学、程朱（程顥・程頤、朱熹）の学と呼ばれるいわゆる（理氣二元論）の展開である。「五經」に代わって「四書」（『論語』『孟子』、『禮記』中の「大學」「中庸」兩篇の四書）が提唱された。『尚書』では特に「人心惟れ危し、道心惟れ微なり。惟れ精惟れ微、允に厥の中を執れ」（晩篇『偽』篇「大禹謨」）の考えがその理学で大きな役割を果たした。宋学が「道学」と呼ばれるのも、この句に因む。一方、『尚書』學術史という観点からすると、宋以後という時代は、すでに述べ来たように、大きな權威を持つていた「伝孔安國傳」「古文尚書」（東晉の梅賾献上本）が『偽』と見なされていく過程でもあった。現在も読まれる『尚書』は、前記開成石經本『尚書』で、これは晩書、梅賾献上本であるが、宋から明清にかけて、この『尚書』の一部分に対して真实性が疑われ、孔安國のものとは伝えられる

「尚書序」および「傳」と共に『偽書』とされるに至るのである。この『偽古文尚書』の問題、および『尚書』頭三篇『今文尚書』の「堯典」「皋陶謨」「禹貢」の問題の二点は、焦点中の焦点である。それについての検討は、下篇章を改めて述べたい。（続く）

注

〈1〉周王の在位年は『夏商周断代工程一九九六—二〇〇〇年階段成果報告・簡本』二〇〇〇年「夏商周年表」による。以下同。

〈2〉馬雍『尚書』史話』中華書局、一九八二年、一頁。

〈3〉『史記』「五帝本紀」：「太史公曰く『學者多く五帝を稱すこと尚し矣。然れど『尚書』獨り堯以來のみを載す。劉宋、裴駟『史記集解』：「尚、上也。久遠を言う也。然れど『尚矣』の文、『大戴禮』より出る。帝繫篇に「黃帝尚し矣」。』劉起鈞『尚書源流及傳本』遼寧大学出版社、一九九七年、四一—四頁。

〈5〉『十三經引得・尚書引得』北平哈佛學會、一九三六年、顧頡剛主編序。

〈6〉孔子の生年は、従来は多く前五五一とするが、最近は前五二が正しいとされる。参照、黃歴鴻・吳晋生「古代日食与三代紀年」『複印報刊資料』k21—一九九八年第六期。

〈7〉「伝孔安國尚書序」に「爲隸古定」とある。分かりにく。隸古の定を爲す」、あるいは「隸古を爲し定む」と説

図表15 『尚書』三書諸篇一覧表

区分	『今文尚書』				『古文尚書』				『晚書古文尚書』 全存							
	存	亡	篇名	存	亡	存	亡	篇名	存	亡	真	晚篇	篇名	真	晚篇	字数
虞書	1	●	堯典 (後半、舜典不分割)	A		1	●	堯典	A		1	●	堯典	A	442	
						2	○	舜典		F	2	●△	舜典	A一部晚篇E	793	
夏書	2	●	咎繇誓 (後半、益稷不分割)	A		13	○	大禹謨		D	3		△	大禹謨	晚篇E	846
						14	●	皋陶謨	A		4	●	●	皋陶謨	A	352
商書	3	●	禹貢	A		15	○	皋禠 (益稷)		F	5	●	益稷	A	622	
	4	●	甘誓	A		16	●	禹貢	A		6	●	禹貢	A	1196	
周書	5	●	湯誓	A		17	●	甘誓	A		7		△	甘誓	晚篇E	90
						18	○	五子之歌		D	8	△	△	五子之歌	晚篇E	261
					19	○	胤征		D	9	△	△	胤征	晚篇E	257	
					20	●	湯誓	A		10	●	●	湯誓	A	146	
					21	○	典寶		F							
					22	○	湯誥		D	11	△	△	仲虺之誥	晚篇G	334	
					23	○	伊訓		D	12	△	△	湯誥	晚篇E	263	
					24	○	肆命		F	13	△	△	伊訓	晚篇E	346	
					25	○	咸有一德		D	14	△	△	太甲上	晚篇G		
					26	○	原命		F	15	△	△	太甲中	晚篇G	607	
					27	●	盤庚上	A		16	△	△	太甲下	晚篇G	289	
					28	●	盤庚中	A		17	△	△	咸有一德	晚篇E		
					29	●	盤庚下	A		18	●	●	盤庚上	A	1285	
					30	●	高宗彤日	A		19	●	●	盤庚中	A		
					31	●	西伯戡黎	A		20	●	●	盤庚下	A	753	
					32	●	微子	A		21	△	△	說命上	晚篇G		
					33	○	太誓上		B	22	△	△	說命中	晚篇G		
					34	○	太誓中		B	23	△	△	說命下	晚篇G		
					35	○	太誓下		B	24	●	●	高宗彤日	A	86	
					36	●	牧誓	A		25	●	●	西伯戡黎	A	128	
					37	○	武成		D	26	●	●	微子	A	239	
					38	●	洪範	A		27	△	△	泰誓上	晚篇C		
					39	○	旅獒		D	28	△	△	泰誓中	晚篇C	835	
					40	●	金縢	A		29	△	△	泰誓下	晚篇C		
					41	●	大誥	A		30	●	●	牧誓	A	247	
					42	●	康誥	A		31	△	△	武成	晚篇E	439	
					43	●	酒誥	A		32	●	●	洪範	A	1044	
					44	●	梓材	A		33	△	△	旅獒	晚篇E	223	
					45	●	召誥	A		34	●	●	金縢	A	478	
					46	●	洛誥	A		35	●	●	大誥	A	551	
					47	●	多士	A		36	△	△	微子之命	晚篇G	177	
					48	●	無逸	A		37	●	●	康誥	A	920	
					49	●	君奭	A		38	●	●	酒誥	A	674	
					50	●	多方	A		39	●	●	梓材	A	256	
					51	●	立政	A		40	●	●	召誥	A	732	
					52	●	顧命	A		41	●	●	洛誥	A	768	
					53	●	康王之誥	A		42	●	●	多士	A	572	
					54	○	顧命		D	43	●	●	無逸	A	591	
					55	●	呂刑	A		44	●	●	君奭	A	750	
					56	●	文侯	A		45	△	△	蔡仲之命	晚篇G	253	
					57	●	秦誓	A		46	●	●	多方	A	793	
					58	●	秦誓	A		47	●	●	立政	A	671	
									48	△	△	周官	晚篇G	473		
									49	△	△	君陳	晚篇G	357		
									50	●	●	顧命	A	627		
									51	●	●	康王之誥	A	275		
									52	△	△	畢命	晚篇G	451		
									53	△	△	君牙	晚篇G	222		
									54	△	△	同命	晚篇E	240		
									55	●	●	呂刑	A	954		
									56	●	●	文侯	A	216		
									57	●	●	費誓	A	184		
									58	●	●	秦誓	A	250		
									58						24558	

注：●は存篇で真。○は亡篇で真。△は晚篇、存。従来“偽”とされているもの。

序 1103
合計 (含序) 25661

図表16 『尚書』三書“偽”存亡篇対照一覧表

『今文尚書』 合計29篇	『古文尚書』 合計58篇	『晚書古文尚書』 合計58篇+序1篇	左の書A～Gに対応する篇名	現存篇																																			
A 28篇 真存	A 31篇 真存	A 33篇 真存	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">A</td> <td>堯典</td> <td>西伯戡黎</td> <td>多士</td> <td rowspan="10" style="text-align: center;">真存</td> </tr> <tr> <td>舜典</td> <td>微子</td> <td>無逸</td> </tr> <tr> <td>皋陶謨</td> <td>牧誓</td> <td>君奭</td> </tr> <tr> <td>益稷</td> <td>洪範</td> <td>多方</td> </tr> <tr> <td>禹貢</td> <td>金縢</td> <td>立政</td> </tr> <tr> <td>甘誓</td> <td>大誥</td> <td>顧命</td> </tr> <tr> <td>湯誓</td> <td>康誥</td> <td>康王之誥</td> </tr> <tr> <td>盤庚上</td> <td>酒誥</td> <td>呂刑</td> </tr> <tr> <td>盤庚中</td> <td>梓材</td> <td>文侯之命</td> </tr> <tr> <td>盤庚下</td> <td>召誥</td> <td>費誓</td> </tr> <tr> <td>高宗彤日</td> <td>洛誥</td> <td>秦誓</td> </tr> </table>	A	堯典	西伯戡黎	多士	真存	舜典	微子	無逸	皋陶謨	牧誓	君奭	益稷	洪範	多方	禹貢	金縢	立政	甘誓	大誥	顧命	湯誓	康誥	康王之誥	盤庚上	酒誥	呂刑	盤庚中	梓材	文侯之命	盤庚下	召誥	費誓	高宗彤日	洛誥	秦誓	
A	堯典	西伯戡黎	多士		真存																																		
	舜典	微子	無逸																																				
	皋陶謨	牧誓	君奭																																				
	益稷	洪範	多方																																				
	禹貢	金縢	立政																																				
	甘誓	大誥	顧命																																				
	湯誓	康誥	康王之誥																																				
	盤庚上	酒誥	呂刑																																				
	盤庚中	梓材	文侯之命																																				
	盤庚下	召誥	費誓																																				
高宗彤日	洛誥	秦誓																																					
B 真亡 (泰誓全1篇)	B 真亡 (泰誓上中下3篇)	C 偽存 (泰誓上中下) 内容偽	BC 泰誓上 泰誓中 泰誓下	偽存																																			
	D 真亡 9篇 篇名右と同一、内容異	E 偽存 9篇 篇名左と同一、内容偽	DE 大禹謨 湯誥 武成 五子之歌 伊訓 旅獒 胤征 咸有一德 罔命	偽存																																			
	F 真亡 15篇	偽存	F 舜典 堯舜 原命 汨作 典寶 肆命	真亡																																			
		G 偽存 13篇	G 仲虺之誥 說命上 周官 太甲上 說命中 君陳 太甲中 說命下 畢命 太甲下 微子之命 君牙 蔡仲之命	偽存																																			
		序1篇																																					

□ は篇を分割するかしないかで数え方が異なる篇

注：1) アルファベットが同一のものは内容同一、異なるものは内容異を示す。

2) Aの篇数異なるは、篇の数え方が異なる。

Aの篇数の数え方が異なる箇所

『今文尚書』	『古文尚書』	『晚書尚書』
堯典	(+3)	(+2)
皋陶謨	同左	堯典・舜典
盤庚	同左	皋陶謨・益稷
顧命	盤庚(上中下)	同左
	顧命・康王之誥	同左

3) 左右の同一行には同一篇名が列ぶ。

〔図表15・16解説〕

- A：現存する真の『尚書』篇。今文、古文、晚書の三書に共通する。
B：亡佚した『今文尚書』『古文尚書』篇、「泰誓」（太誓）篇。今文では1篇。古文・晚書では上中下3篇に数える。
C：Bと篇名の同じ「泰誓」篇だが、晚書では内容を異にし、“偽古文”篇とされる晚篇。
DとE：篇名は同じだが、D『古文尚書』は真、E『晚書古文尚書』では内容は“偽古文”篇とされる晚篇。
F：『古文尚書』で亡佚した篇で、篇名は晚書にでない。
G：晚書で、『古文尚書』中にも篇名の出なかった篇、従来は“偽古文”篇とされてきた晚篇。
○晚書中の「堯典」「舜典」は、『古文尚書』中の「堯典」の後半を分割して「舜典」としたものの。それに28字の“偽”とされるものが付け加えられている。『古文尚書』の舜典はそれとは別で亡佚したとされる。「皋陶謨」についても同様。『今文尚書』『皋陶謨』は、『晚書』では後半が分割され「益稷」。『古文尚書』では「益稷」と篇名のほぼ同じ「棄稷」だが、これは亡佚したとされる。
○Fの『古文尚書』亡篇の15篇は、「九共」篇を9篇に数えたもの。BDF 27篇は「九共」の数え方で19篇になる。
○篇の配列順は『尚書正義』に掲げられた『百篇序』による。ここでは『百篇序』篇名は紙幅の関係で示していない。

むか。「隸古の定」とは、「古」と「隸」を「定」（比定）すること、一字、一字、古文の字がどの隸書字に当たるかを比定していくことだろう。陸德明『經典釋文』（陳后主至徳元年＝五八三年、撰）「尚書音義」で「隸古」について「隸書を用い古文を寫すを謂う」と説明している。『隋書』經籍志（唐、魏徵等撰）では「隸古字を以て之を寫す」と取っている。この点については古来多くの説があるところである。

（8）劉起鈺、前掲書、一二七頁。

（9）劉起鈺、前掲書「九、尚書各種傳本」一二七—一三〇五頁。

（10）同右。

（11）同右。